

令和5年3月9日
環境局
産業労働局

神奈川県における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生 及び都の対応について

令和5年3月3日（金曜日）に神奈川県相模原市において、鳥インフルエンザ簡易検査陽性となったハシブトガラスの遺伝子検査を実施した結果、「高病原性鳥インフルエンザウイルス」であることが確認されましたので、ご報告します。

1 概要

- ・ 3月3日（金曜日）、神奈川県相模原市においてハシブトガラスの死亡個体1羽の鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルス陽性
- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所で実施

2 検査結果

本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）であることが判明

3 都の対応

（1）野鳥の監視等に関すること（環境局）

- 野鳥監視重点区域内の3市（八王子市、町田市、多摩市）に野鳥の監視体制の強化について通知する。
- 区市町村に発生状況及び留意事項について情報提供する。
- 野鳥監視重点区域が解除されるまで、10km圏内の監視強化を継続する。

（2）家きん（※）に関すること（産業労働局）

- 家畜伝染病予防法に基づき、再度、確認地点から3km以内の家きん飼養者に対して、家きんに異常がないことを確認するとともに感染の防止を指導した。

※ 家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

4 都民の皆様へ

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- (3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。

5 参考情報

- (1) 環境省の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/
- (2) 神奈川県の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p856705.html>
- (3) 東京都環境局の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html
- (4) 東京都産業労働局の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/hpai/>